



かっぱ新聞

第 96 号

令和 3 年 8 月 吉日

新型コロナウイルスによる感染状況は依然広がり、予断を許さない状況となっています。この状況に対して厚労省から人員基準等についての臨時的な取り扱いが公表されています。今回は令和 3 年 7 月と 8 月に公表された取扱いについて一部抜粋・要約してご紹介します。

(①②参照元) 厚生労働省「介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html

(③参照元) R3.8.4 厚労省保険局医療課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その 52)」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000816720.pdf>

①新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第 24 報 令和 3 年 7 月 2 日付)

【問1】 介護サービス事業所に勤務する職員が新型コロナウイルスワクチンの接種を受けることや接種後の副反応によって一時的に不足する場合について、人員配置基準等の取扱いはどのようになるのか。

【答】 介護サービス事業所に勤務する職員が新型コロナウイルスワクチンの接種を受けることや接種後の副反応により、一時的に人員配置基準を満たさなくなる場合、柔軟な対応をして差し支えない。また基準以上の人員配置や有資格者等の配置により算定可能となる加算について、介護サービス事業所に勤務する職員が新型コロナウイルスワクチンの接種を受けることや接種後の副反応により、一時的に加算の要件を満たさなくなった場合も、柔軟な対応をして差し支えない。なお介護サービス事業所に勤務する職員が新型コロナウイルスワクチンの接種を受ける際には、同一事業所内では職員の接種日を分散させるなど、利用者の処遇に影響しないよう可能な限り接種日等の調整を行うこと。

【問2】 介護サービスに従事する医師又は看護職員が、大規模接種会場での接種や職域接種等における新型コロナウイルスワクチンの接種に協力する場合、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第 21 報)」(令和 3 年 5 月 6 日付)及び「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第 22 報)」(令和 3 年 5 月 20 日付)と同様、自事業所・施設の利用者等の心身の状態の把握等に支障がないよう、当該時間中の連絡体制等を整えておく場合には、人員基準上の配置等に影響しない取扱いとして差し支えないか。

【答】 差し支えない

○第 21 報の主な内容

老健等における医師が、入所者へのサービス提供に差し支えない範囲において、自治体の依頼を受け、新型コロナウイルスワクチンの接種に協力する場合は、自施設の利用者の心身の状態の把握や管理業務等に支障がないよう、当該時間中の連絡体制等を整えておくことを前提とし、人員基準上の配置等に影響しない取扱いとなることを示したもの。

○第 22 報の主な内容

事業所等の看護職員が、自事業所等の利用者等へのサービス提供に差し支えない範囲において、自治体の依頼を受け、新型コロナウイルスワクチンの接種に協力する場合は、自事業所等の利用者等の心身の状態の把握等の健康管理や看護の提供に支障がないよう、当該時間中の連絡体制等を整えておくことを前提とし、人員基準上の配置や加算の配置に係る要件等に影響しない取扱いとなることを示したもの。

〔以下は医療保険の訪問看護についての内容です〕

②新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第 26 報 令和 3 年 8 月 11 日付)

【問】 要介護高齢者等が、新型コロナウイルス陽性となり、自宅療養を行う場合、医師が一時的に頻回の訪問看護を行う必要があると認め、特別訪問看護指示書を交付することは可能か。

【答】 可能である。

③新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その 52 令和 3 年 8 月 4 日付)

【問 1】 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律 第 114 号)第 44 条の 3 第 2 項の規定に基づき、宿泊施設又は当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことを求められている者に対して、主治医の指示に基づき、訪問看護ステーション又は保険医療機関が緊急に訪問看護を実施した場合において、長時間訪問看護加算(5,200 円)又は長時間訪問看護・指導加算(520 点)の算定について、どのように考えればよいか。

【答】 訪問看護ステーションにおいては長時間訪問看護加算(5,200 円)を、保険医療機関においては長時間訪問看護・指導加算(520 点)を、当該患者に対して主として訪問看護を行った訪問看護ステーション又は保険医療機関において、訪問看護を行った時間を問わず 1 日につき 1 回算定できる。なお、この取扱いは、本事務連絡(新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その 52))の発出日以降適用される。

【問 2】 問 1 について、主治医の指示に基づいて作成した訪問看護計画に定めた訪問看護を実施した場合においても、長時間訪問看護加算又は長時間訪問看護・指導加算を算定することが可能か。

【答】 可能。



システム開発部 岡崎ひとみ

田舎から野菜が届きました。ミニトマトがとても甘くて美味しかったです。アイコという品種だそうです。新型コロナの影響でここ 2 年ほどお盆を田舎で過ごせていませんが、来年は収穫の手伝いができたらいいなと思います。